

第五十四号議案

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百十五号）の一部を次のように改正する。
第二条の表六の項ニの次に次のように加える。

ホ 条例第八条の三（条例第十三条の三において準用する場合を含む。）の規定による講師の勤勉手当の支給
第二条の表七の項中「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「非常勤職員の報酬等に関する条例」に
改め、同項ハの次に次のように加える。

ニ 条例第六条の規定による勤勉手当の支給

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）の改正等に伴い、特別区及び市町村の事務の範囲に係る規定を改める必要がある。